

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病3月号

(通巻第107号)

関西労働者安全センター 1983.3.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 3・10労災職業病全国行動へ 1
- 【連載】労働と精神神経障害(3) 4  
紀泉病院副院長 中山隆嗣
- シリーズ/マシンのロエレクトロニクスと労災職業病(4) 7
- シリーズ/公務災害(3) 9
- 前線から(ニュース) 11
- 列島縦断 19
- ☆米沢健康問題研究会
- うちの組合 21  
☆全金オーシマ支部

# 労働災害職業病

## 全国行動

### 東京基準局の打ち切り糾弾!!

三月十日の全国行動は、かつてない大行動として闘われようとしている。二月十五・十六日に開かれた総評臨時大会で、富塚事務局長は、総評として労働省交渉や国会の場での追及を図っていくとの答弁があった。これをうけて早速二月二十八日に担当者会議が開かれ、その結果三月十日の行動は総評も共催としてとりくむことになり全国に指示を出した。

一方、労働省はこのような反対運動の盛り上りに対し、露骨な先制攻撃を行なった。東京基準局において二五名にも及ぶ大量の被災者に治癒認定をしてきた。この処置は医師の意見を一切聞くことなく行政のみの判断で行なわれたもので、史上かつてない暴挙である。

この暴挙に全国各地から怒りの声がまきおこり、三月十日の大行動に向けて闘いの意気は大いに盛り上がっている。全国から全力で東京に結集し、労働省の攻撃を徹底的に粉碎していく。

### 労働省林課長

#### 通達は回匙と発言

二月四日、全国山林労働組合協議会は、安全衛生問題で労働省との交渉を行った。この中で、ハリ・キユウ治療の取り扱いについては、患者の症状に応じ適切な治療ができるよう措置し、療養期間による画一的な打ち切り等は行なわないことを要求し、林労災補償課長とのやりとりがあった。最終的には個々の問題で検討を要する事案があれば通達する予定でいたから、別室で話し合いたいという事で交渉は終了した。別室での話し合いでは「振動病の断続的ハリ治療は、一カ月でも一年に数えるのは無理があり考えることとしなくてはならんが、それも医師の意見を聞きたい」と発言し、課長自ら三七五通達に問題点があることを認められた形になった。

これは、今まで通達には一切例外はないと公言していたことを、労働者自らが悪くするような発言であり、通達に自信を持てる程の根拠がないことの表れであろう。

## 2/15 16 総評臨時大会

### 事務局長とりくみを確認

二月十五日、十六日、総評臨時大会が開かれたが、一日目に針きゅう治療制限問題がとりあげられ、富塚事務局長より答弁があった。

全道労協の古田議員より「労働者が被災者の切り捨てをねらって法改悪の作業を進めており、今回の針きゅう治療に対する制限もその布石である。三月末の打ち切りを目前にして、総評としての闘いの進め方を示してほしい。」との質問が出された。これをうけて富塚事務局長が答弁に立ち、冒頭に「最高一年という治療期間に幅を持たせるようにする。あるいは、医師の意見を尊重して、継

続を可能にすることなどを求めて、改めて労働省交渉や国会の場での追及を図っていくことにしたいと考えています。」と述べ、二月二十八日に全国担当者会議を行なうことを約束した。

## 3/28 総評全国担当者会議

### 3/10 行動を総評も共催

二月二十八日、針きゅう治療制限問題は三月が山場という認識から、総評本部で全国担当者会議が開かれた。単産としては、全港湾、全林野、全山労、全電通、全造船の五単産が参加し、県評では、北は北海道から南は大分県までと十二都道府県から参加があった。各地から闘いの報告と総評に対する要望が相次ぎ、発言者は十七人にのぼった。

最後の集約として、総評として労働省交渉、国会対策、労災審議会に対する組織的とりくみを強める。中央と地方の両方で闘う必要がある。

三月十日についてはどうするか検討するとの確認がなされた。その後、三月十日の大行動は総評と東京地評の共催でやることが決まり、単産、県評に対し指示が出されている。

## 前代未聞!!

### 東京労基が25人打ち切り

二月十八、二十日にかけて、東京基準局は二十五名の被災労働者に対し、治ゆ認定し、針きゅう治療はるか一般の療養補償、休業補償も全て含めて打切るといふ暴挙を行なった。針きゅう治療制限の本質が被災者の切り捨てにあることがこの現実によって明白になった。

東京地評は二月十七日、東京基準局と交渉を行ったが全面的に決裂した。局はこの交渉日を期限に、意見書（九カ月段階で必要とされるもの）の未提出者に対して治ゆ認定をしており、その後意見書を送付した者については一切受けつけない状態で

ある。打切られた被災者に対し、会社より労災が切られたなら立てかえ分を返せといってきたりなど、十人近くが解雇の危機にさらされている状態である。

治ゆ、症状固定は主事医が判断した後に行政として補償を打切ることになっており従来どこにおいてもこのように行なわれてきた。しかし、今回の治ゆ認定は主治医の判断を一切聞くことなく行政のみで判断しており全く前代未聞の措置である（資料参照）しかも対象者は針きゅう治療を受けている者に限られており、反対運動に対する露骨な挑戦である。東京地評は、この事態を三月十日大行動に対する先制攻撃であるとうけとめ、不当な打切りを撤回させるべく闘いにとりくんでいる。三月七日には、東京基準局に対する抗議行動を行なう予定であり三月十日に向け闘いの意気は今まで以上に盛り上がっている。

治ゆ認定について

貴殿の症状について調査した結果、病状は概ね回復し、今後の療養を継続しても明らかな医療効果は期待できないものと認められますので、昭和57年12月21日をもって治ゆとし、その後の給付を行なわないこととしましたので、通知いたします。

なお、治ゆの段階が疑っている場合は、療養(補助)給付請求書を提出して下さい。

また、このことについての不服審査は、昭和58年1月1日以後について給付請求書(療養(補助)等)を提出され、行政処分を受けた後に行なうことができますので、申し添えます。



# 労働と精神神経障害 (3)

紀泉病院 副院長

中山降嗣

## 二、原因の明確でないもの

### イ、精神分裂病

今まで、何回となく、「精神分裂病のように」という言葉を説明のなかに使ってきました。ということば、類似の症状はかなり多く、精神分裂病と誤られやすいということが、しばしば見られるということです。

薬物療法が発見され、様々な向精神薬が使用されるようになった約三十年以前であれば、この精神分裂病という病名は、ほとんどの入院患者の病名に使用されていたかもしれせん。

事実、長年にわたって精神分裂病と考えられ入院生活を余儀なくされていた一人の患者は、なんと脳腫瘍であったということもありうるのです。

精神分裂病であることを告げたために、それまで非常に協力的であった妻が、離婚を申し立てるといふ事実もあります。

精神病のほとんどに対する差別、偏見は、この精神分裂病という病気に対する無理解、誤解から生まれた差別、偏見に基いていると言つても過言ではありません。

従つて、私たち医師を含めた精神医療従事者は、精神分裂病という診

断には慎重でなければならぬと考へており、よほどの理由がなければ、患者、家族には告げるべきではないと考へています。(ただイギリスの一部の医者のように、積極的に告げることにより、精神分裂病は考へられている程「こわいもの」でないことを知らせ、社会への受け入れの抵抗を少なくしようとする努力もあります。が、これは、社会体制——精神医療の情況があまりにも日本と異なっている点でその有効性があるとは言へ、日本の現段階においては、努力目標としては考へられても、直ちに現実化することは極めて難しいと言わざるを得ません。)

精神分裂病は大きく分類して次の三つの型に分けられますが、必ずしも一つの型だけということとは少なく、三つの型が相互に混り合つていることが多いのではないかと思われま

### ノ、破瓜型

いわゆる思春期に発病し、徐々に進行し、妄想や興奮を伴わず、周囲

に對する関心を失い、自墮落な生活に入り、悪口を言われている、テレビが自分のことを言っている、自分の身体の一部が変だなどと、関係妄想、被害妄想、心気妄想をいだき、次第に人と接することを嫌い、暗い部屋に閉じこもって何もしなくなり

ることはありませんが、たとえば、天皇の子であるとか、神の信託を受けたとかの誇大妄想や、被害妄想、体感異常(体をさわられる、性器にいたづらされる)を示し、これに基づく異常行動によって、周囲の者に気づかれます。

## 2. 緊張型

急に発病することが多く、破瓜型

より少し遅れた二十才頃が好発年齢

みのでスクジュールで動きまわったりすることが見られ、注意されても決して改まらず、自分が病気であるという自覚もほとんどありません。

### 2. うつ病(うつ状態)

とされています。多くは緊張性興奮を示し、ある時は何もしゃべらず鳩が豆鉄砲をくらったように動きが全く止まってしまふこともあります。

気分が浮き浮きとし、何でもできるような気分支配され、よくしゃべるしかも疲れた感じがなく、睡眠は二〜三時間でやってゆける状態となつてきます。

躁状態とは全く逆で、気がめいり、人と会うことを嫌がり、さびしさ、悲しさ、不安感で一杯になった感じで何もしたくなくなるものです。進行すれば、全く何も感じられない、考えられない、そして自分に罪があるのではないか、健康が害されているのではないか等の妄想をいだき、このために自殺企図をはかることが多く、特に回復期にこの行為が多いと考えられています。

この興奮は、周囲の情況には無関係に見えることが多く、周囲の者には何がなんだかさっぱり理解できない奇怪なものとして映ります。

時には、誇大妄想、血統妄想などに支配され、嫉妬妄想、被害妄想なども伴いますが、長続きすることは少ないようです。中には喜怒哀楽の変化が激しく、特に家族と問題を起

うつ状態でも、激しい感情(八つ当りの)に支配され、暴力に及ぶこともあります。

## 3. 妄想型

破瓜型、緊張型に比して、発病は、年令的に遅れ、三十才前後と考えられています。病気であるという雰囲気はあまりなく生活はさほどくずれ

こすケースも見られます。多くの場合、自信過剰のため、様々な事業や計画を次々と考え出し、金づかいが荒くなったり、数分さ

最近特に、身体症状(体がだるい、心臓が悪いのではないかなど)が表面に出ており、うつ状態がかげに隠れている場合があり、内科医を転々としても一向に良くなりならず、抗うつ

劑の投与によつて症状が輕快する仮面うつ病といわれる状態が、かなり多く見られています。

### 3. てんかん

前述した、外傷性や感染等の後遺症をのぞき、いわゆる真性てんかんを言います。しかし、區別するのが困難なものも数多く見られ、いずれにしても脳波異常を伴います。(脳波検査は、精神病の検査に必要なものですが、決して分裂病や躁病などを鑑別するためではなく、てんかんや、意識障害の状態を発見するものであるということが、案外に知られていないことに驚かされることがあります。)

大発作と呼ばれるものは、突然意識を失い転倒し、手足を伸ばし切りやがて手足が小さきさみにふるえ、尿や大便をもらし、そのまま睡眠に入つていくものを言い、意外と知られていないのは小発作や精神運動発作で、ふざけているとか、さぼっているなどという印象を与える行動が見

られます。

たとえば、急に言葉につまつたりハシを落としたり、舌うち、舌なめずり、ボタンをいじつたり、ウロウロ歩いたり、突然走り出したりすることがそれです。

その他様々な発作様式が見られ、単一ではなく、複雑に色々な発作を伴うものもあり、中には、意識がもうろうとした状態が長く続き、幻覚を感じ不穏な状態になることもあります。

### 4. 非定型精神病

精神分裂病、躁うつ病、てんかんの三者の中間に位置する病氣と考えられています。周期性の経過をとられ、分裂病様症状を呈しながら、比較的治り方がよく、ほとんど人格に変化が見られないものを言います。

原因の明確でないと考えられている病氣を説明してきましたが、現在日本において、入院治療を受けてい

る患者のほとんどが、この病名の中に含まれており、むしろ原因が明確でない病氣の方が多いのが現状です。治療方法は、主として薬物療法で、それに精神療法や作業療法等が行なわれています。

しかし現実には、日本の精神科、精神病院の八〇%以上が私立病院であり、そこに何らかの営利目的がないとは言いい切れません。

近年になり、日本精神神経学会や病院精神学会等で問題となつた様々な問題は、現場労働者、患者、家族の手によつて徐々に解決されてはきていますが、今なお閉鎖病棟のみしか持たない病院がほとんどで、開放病棟を持つ病院は数少なく、まだまだ今後の課題として残されているのが現状です。

病院だけではなく、社会復帰をめざす地域社会においても、回復者を受け入れることに抵抗を示し、中には家族さえも、何年も前の急性期の症状が忘れられず、不安に陥り引き

取りを拒否する場合もあり、病者はなお二重、三重の苦しみを味わねばならない状態におかれています。

# マイクロエレクトロニクスと

## 労災職業病

(その5)

### 報告を読む

#### MEと雇用

マイクロエレクトロニクスの与える影響として最も議論の対称となっているのが、雇用問題である。これは、ただちに日本で影響がもたらされていくわけではない。しかし、今後の見通しとしてはその可能性を予想するのが、各機関で発表されている報告書の、共通して指適する点で

ある。つまり前回までに述べてきた、事務職場での合理化、工場への産業ロボット等の導入によって、労働者一人についての労働密度が濃くなり全体として労働力需要が減少するということである。

「経済成長がゼロとかマイナスになったときには、MEは雇用限に直接結びつく可能性がある。」(日本生産性本部「ME革命と職場の労使関係」八二年三月)「国の政策が消極的心理で運営され、経済システムが機能しうるかのような鎖覚が支配した

場合には、技術進歩の非可逆性により雇用状況は悪化することも考えられる。」(日本経済調査協議会「技術革新の進展が高齢者等の雇用に与える影響の緊急調査」八二年八月)

また総評のマイコン調査委員会第一時報告「技術革新と労働組合」(八二年八月)によると「高齢化のもとで企業内雇用調整メカニズムの機能低下、中小企業分野におけるマイコン機器導入に伴う雇用吸収力低下が予想される。」「マイコン化による変則勤務体勢の増加、ME化により女子労働者の雇用分野縮少が予想される。」としている。

そしてその対策としては、労働時間の短縮、新製品の開発等が上げられ、総評の「技術革新と労働組合」では「技術革新に対する社会的規制」「労働組合の発言権、介入権の確保」

「企業別組合の枠を越えた、業種別産業別組織レベルの事前協議制の設定」等が提案されている。

## 未来図に比べて

### 現実とは

マイクロエレクトロニクスがもつ社会変革の可能性についての楽観的な見解は次のようになる。

「貧困と肉体労働の重荷から解放された世界、というビジョンは決して新しい夢ではない。それは二世紀前の、第一次産業革命の始租たちの心の中にも存在した。当時はまだ期が熟さなかったが、今日では、その実現は確実というには程遠いが、少なくとも技術的には可能となった。そのためには、政治的指導者の側の理解と先見性、知恵と現実性、政府、経営者、労働組合、諸科学の間の共通の自己利益に基づく創造的協力関係、そして何がかけられているかについての一般民衆の側の高い自覚が

必要とされる。」(ローマクラブ第八レポート「マイクロ電子技術と社会」八二年二月)

このように、マイクロエレクトロニクスの未来を、労働時間、雇用等の問題を含めて正しく導びくならば人間がづらい労働からのがれることができるということになる。ただ、現実に起こっていることは、前回に

述べた眼精疲労の問題を始めとして、ME機器そのものを扱う現場から生じてくる職業病問題である。また一方で、MEによって合理化された分野と、合理化され得ない分野の接点にも様々な問題が生じてきている。(例えば運輸関係がそうである) こうした点について、具体的な検討を行なっていく必要がある。

やたらとカタカナがまじっているので説明を加えておきます。

◎LSI——大規模なIC(集積

回路)のことで、数ミリ角の中に

千から二六万のトランジスタ等が

納められている。超LSIとはそれ以上の集積度をもつものこと。

◎VDT——Visual Display Terminalの略でキーボードと、ブラウン管がセットになった機器のこと。しかし、こういうことは一般的には使われず、CRT(いわゆる

一般的には使われず、CRT(いわゆる

——LSIのようにICの微細化が進み、性能が飛躍的に高まっている。そしてその成果があらゆる分野に应用され、職場の中に浸透

一般的。)

一般的。

# 公務災害

認定制度と運用の硬直化の打破に向けて

(3)

## 摂津市職の例から

前回には大阪市民生局保母の頸肩腕障害公務災害申請に関して、地公災基金大阪支部の棄却理由の分析を行ったが、この種の具体例は枚挙にいとまがない。今回は摂津市職における例をみる中から、対策と反撃の方法について考えてみたい。

## 争点不明の

### 牧野氏腰痛審査会

牧野常雄氏（三九才）は摂津市立鳥かい小学校の用務員であったが、昭和五五年三月二六日、整理のため机を移動中腰部を痛めた。近くの医院を受診「腰部ねんざ・ツイ間板損傷」と診断され休業、四月十八日に

は公務上災害として地公災基金大阪府支部より認定された。ここまではスムーズである。ところが、本人は通院先の医療機関の治療内容がもう一つ満足できるものでないこと、そして早く職場にもどって同僚の負担を軽減したいという気持が強く、六月より治療を中断して通常勤務にもどったのである。この間も痛みは残っており、ひどくなると針きゅう院に通うなどしていたが、年末になって寒さも加わり再度症状が悪化、元の医院では前回と同じ病名で再発と診断された。当然公務災害との判断で昭和五六年三月に申請したが、八月後の十一月「公務外」と判定されたのである。五七年一月に不服申請し七月に基金の弁明書が送付され

てきたが、その内容たるやおよそ論議にたえないものである。詳細に述べることはできないが、例えば×線所見でも主治医が異常を認めているにも関わらず「異常なし」としたり摂津市役所の担当者には「再発と認めるためには再就労後の業務と再発症状との因果関係の立証が必要」と説明しているにも関わらず、「再発はあくまでも自然的経過で症状が悪化したもの」といいくるめるなど支離滅裂である。これに対して組合側は公務外とした論拠の整理を要求したが、審査請求してしまっているから一切答えられないと基金の対応は極めて権力的である。

このように弁明書の論理も一貫性がなく、争点も不明なまま、来たる

三月十五日には口頭審査が開催されることになる。安全センターからも代理人、補佐人を送り出しているがいくつかの争点を仮定し、各々について立証するという非効率的な弁論を余儀なくされるのはいかにも腹立たしい限りである。

## 効果的な

### 基金への直接行動

しかし、この問題を通じて、一つ成果があった。というのは、基金へ何回となく組合が足を運び、話し合い、石油缶を運搬中、子供とぶつかりギックリ腰をおこし入院したのにも関わらず、二年近くも公災として認定されずに放置されていた若松氏の問題について、基金はどうとう公務災害認定したのである。ウソのようだが本当である。これは私の感想でもあるが、公務員労働者はもっと基金との直接交渉を重視すべきでは

ないかということ、またそれは相当な効果があるということである。

## 防衛策として

### 独自補償協定が前進

一例を示して述べてきたように、よほど明らかな事故・負傷でない限り、基金の認定は困難という判断が組合にあり、また市当局もこの事実を認めており、そこから市独自の補償制度確立の試みが増えてきている。私が知っている例では昭和五〇年頃の高槻市のものがあるが、摂津市職でも昭和五五年に頸肩腕障害及び腰痛症（主に非災害性）についての補償協定を市当局との間でとり結んでいる。それによると、労使で組織する委員会が決定した指定医療機関に時間内通院又は休業による療養を行う場合は三年に限って（こえる場合は再協議）特別休暇に準じて給与を支給するとなっており、指定病院と

して国公立病院と合わせて松浦診療所が決められている。同市職の場合保母等の頸肩腕障害、腰痛問題が深刻化する中で、松浦診療所にて健診を行うとともに治療体制を確立、二三年の経過で相当の改善がみられているが、この協定の果している役割は大きなものである。

公務員であれば私病でも公傷でも身分、賃金の保障はしっかりしているから目くじらをたてることはないというようなことはもはやありえなくなっており、現在のような基金の認定体制は大衆的な反撃の中で抜本的改善が必要となつてこよう。摂津市職の場合は基金への直接行動の重要性、そして市独自の補償体制の現在の重要性を我々に改めて教えているといえる。

（懷本祥文）

◎ 次回は郵便局の場合

# 前線かろ

## 会社解散

### 全員解雇通告のなか

## 東大阪

### 全金新日本美術工芸支部が 職業病健診を実施

二月十九日、突如、「二月二〇日をもって会社解散、全員解雇」という強硬手断に出てきたのである。組合は現在これを

不当として闘争中であるが。その中で組合員の健康問題がクローズアップされてきた。仕事の内容は置物などの工芸品の製作であるが、鋳物の材料の研摩・溶接・塗装を行うため、粉じん・溶剤・騒音がひどく、けんしょう炎・じん肺・難聴等が発生しており、運搬に伴う腰痛症も多い。安全センター及び松浦診療所は二月十七日、全金地本とともに

同職場を訪れ、支部との話し合の中で、今後の闘いの一つの武器として長年の劣悪な労働環境下における仕事による健康破壊の実態を明らかにし、会社側にその責任を追及していくことを確認、今回の健診を決定したものである。安全センターとしても可能な範囲において、この闘いを支援していくことを決めている。

(編集部)

松浦診療所において行なわれた。

同支部は昨年五月十八日に結成されたが（委員長黒清氏）、会社はこれを嫌悪し、団体交渉における発言をとらえて委員長を解雇するなど露骨な組合つぶしを続け、年明けの二月十日、

## 大阪

### 公災申請控え

### 主治医・センターで

### 職場見学

### 大阪市職民生局支部

二月十日、市職民生局支部、安全センター、松浦診療所の三者は住吉区の刈田

について話を聞いた。これは昨年から支部を中心に同保育所の木股さんの頸肩腕障害の公務災害認定申請の準備が進んでいたが、ほぼその意見書がまとまっており、また主治医である松浦医師からも医学的所見についての意見書を提出するところが決まっているが、これ

らをより正確にしていくために企画されたものである。申請は遅くとも三月中旬には行なわれるが、認定をかちとるためセンターも全力を傾むけたい。

また、これと併行して、頸肩腕障害についての連続学集会を支部、診療所、センターの共催で昨年十二月より行なってきたが、二月八日に九回目終え、一応一段落した。この間の参加者は約三五〇名で、後半は特に多数の参加があり関心の高さがうかがわれた。安全センターとしては、支部と協力して、一方で認定問題へのとりくみを強めるとともに、学習会で出されてきた問題点に立脚し、職業病の治療と職場改善に関する対策を早急に立てるよう積極的にとりくむことを決めている。

(編集部)

## 和歌山

### 古座川町で

### 振動病健診結果報告会

### 県健診のブサンさ明らか

二月二十六日、和歌山県古座川町において、一月二四、二五日の両日にわたって行われた振動病健診についての結果報告会が行われた。報告会には健診団側より奈良医大公衆衛生車谷医師・松浦診療所新井医師・安全センター榎本が出席し、また山側は受診者のほぼ全員が出席した。

健診の結果は表の通りであるが、七八年に和歌山医大を中心に行われた結果と併せて考えるとき、通常であれば治療の結果症状が全体的には改善して

然るべきものが、逆に、C3 回より八名も増加していることにも示されているように、むしろより重症化している実態となっている。しかし健診団の方ではこれは悪化したのではなく、前回健診が軽すぎる判定をしているためと判断している。これは逆に二名については治療不要のB判定となったがこの中には前回の検査が明らかにミスだと思われるものも含まれており、総じて和歌山県下における振動病健診がそのブサンさと、事

実より軽いランク付けというこの特徴が明らかになったともいえる。

古座川山側ではこの結果をもとに、県が設置している「結果検討委員会」に対する批判を強めるとともに、症状ランクによって画一的に決められている通院回数休業日数についての枠を突破していこうと意気盛んである。

(編集部)

管理区分 及び 症度判定結果

		今回の健診結果					
		B	C1	C2	C4	C5	計
前回の結果	C1	1	3	5	2	0	11
	C2	1	3	13	7	0	24
	C3	0	0	1	7	0	8
	C4	0	0	0	0	1	1
	計	2	6	19	16	1	44

## 岩佐訴訟第八回法廷

# 大阪「放射線皮膚炎」

### ますます明らかに

二月十四日大阪高裁二〇  
二号大法廷で、岩佐訴訟控  
訴審第八回法廷が開かれた。  
前々回より「放射線皮膚炎」

同日には原告側より新た  
な書証として、敦賀原発の  
放射線管理のズサンさを実

際の体験を通して明らかに  
するため、運輸一般原発分  
会の原発内労働に関する改  
善要求書を提出し尋問を求  
めた。しかし裁判官の決定  
により次回は本人尋問が行  
なわれることになっている。  
傍聴には反原発運動を進  
める市民団体、労働者が約  
六十名参加し、一言一句に

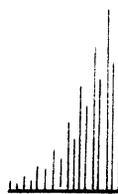
注意深く耳を傾むけたが、  
法廷後集会では「本人尋問  
には少なくとも倍の傍聴者  
で法廷をうめよう」と、支  
援運動を盛り上げることが  
確認された。次回法廷は四  
月二二日午後一時より二〇  
二大法廷で開かれる。

(編集部)

## 第19回出稼者西日本大会開催

### 大阪 柴田訴訟など

### 労災闘争への とりくみ強化決議



今回は被告日本原電の反対  
尋問残り、補充の主尋問  
が行なわれた。反対尋問は  
証拠書類に関する質問が続  
けられるのみで何ら核心に  
ふれるものとはならず、後  
の主尋問で診断が総合的で  
慎重に行なわれたことが改  
めて証言され、田代診断の  
正しさがより浮きほりにさ  
れる結果となった。

二月二十日、部落解放セ  
ンターにおいて第十九回全  
国出稼者西日本大会が開催  
された。

会場には九州、四国各県  
をはじめとする季節労働者

の活動家など役五十名が参  
加した。大会では出稼者の  
諸要求に関する決議、なか  
でも出稼者に対する労災保  
険の適用に関する決議、昨  
年十二日に審査会で棄却さ

れた故柴田久雄氏の労災業  
務上認定をかちとる特別決  
議等がなされ現在の出稼者  
をめぐる厳しい情勢、とく  
に労働条件の悪化、賃金不  
払いや労災増加の問題がと  
りあげられ、これらに対す  
る闘いの必要性が強調され  
た。

翌二十一日には大阪府、  
大阪労基局に対する交渉が  
行われたが、安全センター  
は代表して榎本事務局長が

局交渉へ参加した。局への交渉団は、細谷出稼連副会長を先頭に、社会党永井衆院議員も含め約二十名で組織され局長に対し出稼中の傷病、死亡につき全て届け出させる措置を作ること、

柴田労災につき裁判とは別に原処分庁にて再調査すること、などの点について要求が出された。しかし局側はあいまい答弁に終始し、確定的な答弁は引き出せなかった。

安全センターとしても柴田脳卒中行政訴訟への全面協力ということをきっかけとして、出稼者をとりまく労災等諸問題へのとりくみを強めていきたい。(編集部)



## 南大阪

### ローリー運転手の

### 高血圧脳症労災申請

### 全港湾大阪支部大阪石油分会

二月二八日、全港湾大阪支部大阪石油分会の組合員である岩木氏の「高血圧脳症」につき西野田署に労災申請を行った。

岩木氏はタンクローリーの運転手で、毎日大阪を中心に関西各県のスタンドにガソリン等を運び、給油する仕事についている。

災害当日の一月十日は、朝七時三〇分頃ガソリン等を積み油そう所を出発し、

豊中インター付近で追突しかけるといふヒヤリ事故をおこし、その直後から下腹部が痛み出し、ガソリンス

タンドに着きすぐトイレにかけこんだが、激しい頭痛とはきけにおそわれ、心臓がとまりそうな状態となりどうにかローリーまでたどりついたが、その直後運転席で倒れ救急車で病院に運ばれたものである。

この件につき、支部安全委、分会、安全センターの三者共同で調査した結果、業務上災害との確信をえ申請を行ったものである。



# 西大阪

## 此花労働者センターが

### 第三回総会

#### 停滞のりこえ活性化を意志一致

二月五日、此花労働者センターの第三回総会が、西九条公民館において二十数名の参加者のなかで開催された。当日は、新しく運営委員会に加盟した大阪労金労組福島支部をはじめ、大交労組等の友好団体からの参加もあった。

センター代表林氏のあいさつにつづいて、八二年年度の経過報告、本年度の活動方針が提起されたが、経過報告のなかでは、教宣活動の充実化など十分にやり切れなかったことに対する反省等、かなり厳しい評価が

運動の前進も報告された。そして八三年活動方針において、昨年の総括をふまえ地域、諸組織との連帯強化をはじめ、なかでも専門部の設置など積極的な方針提起がなされた。

此花センターの更なる発展を期待するとともに、安全センターとしても、今後とも共闘関係をより強化していきたい。

なされた。しかし一方では、針きゅう治療制限反対闘争における他組織との共闘、あるいは住電未払賃金訴訟の勝利的和解などセンター

# 京都



## 京都地裁が和解勧告

二月九日、京都地裁で森路裁判の第四回法廷が開かれ、裁判長より和解勧告が出された。

森路氏は、八〇年三月に豊材料の販売会社の二階倉庫で仕事をしていた、三メートル下に落下し両足を骨

折したが、後遺症が残っても会社になんか試意がみられないため昨年六月提訴にふみ切った。裁判は書類提訴出から始まり、二月九日は始めて証人尋問として森路氏本人に対する尋問が行なわれ、直後に裁判長より和解勧告が出された。

提訴以来わずか八カ月で和解勧告が出されたことになるが、これは事故の原因と会社の責任があまりにも明白であったからに他ならない、法廷外でも会社より人を介して和解の話が出ており裁判提訴により会社も責任を認めざるを得ない状態に追い込まれていった。三月二日に和解のための話し合いが京都地裁で開かれる予定となっている。

(編集部)

# 3.10

はりきゅう制限＝解雇通達撤回  
生命とくらしを守る労災職業病

## 全国行動

東京労働基準局9:45

労働省13:00

抗議・交渉・デモ

# 2月の新聞記事から

二・二 建設会社(伊丹市)の作業員宿舎で火事、作業員二人逃げ遅れ焼死

空知炭鉱(北海道)でガス突出事故、作業員三人死亡

二・四 鋼材百本積載のトレーラー荷崩れ、鋼材タクシーを直撃

動力炉・核燃料開発事業団(岡山)で、廃棄物分析中ピーカーが破裂、職員一人がガラス破片で首を切り死亡

二・五 宝塚映画製作所が再建に向け全員解雇を組合員に提示

東成区にある塗装工場で火事、作業員ら二人火傷

二・八 国鉄関西線で電車と車が衝突、車運転手死亡

二・一〇

紀伊国屋書店の採用時における女性差別に對し、組合が会社・労働大臣に質問状提出  
平林社会党書記長、就任五五目目に心不全で死去

二・一五

新幹線通過直後に高架から落ちた鉄塊がバスを直撃(京都)

二・一七

東京理科大学研究室で塩素ガス噴出、二十一人中毒

二・一八

アパート火事に出動した消防士死亡

クラブ活動中生徒同志のけんかによる失明事故に對し、最高裁は教師不在に過失なしの判決を下す

大阪空港の公害訴訟―国も「和解」方針を固める

二・一九

イギリス26年前の原子炉事故によるガン多発を發表

二・二二

神戸港でコンテナの下じきで、作業員二人即死

二・二三

万座温泉(群馬)でホテル火災三人ケガ

# 断縦島列

ここにも安全センターが…

②

山形県

米沢健康問題研究会

かけこみ寺

米沢健康問題研究会  
の発足（一九七八年六月）

私達のグループができたのは一九七七年のことですから、かれこれ五年になります。職業病や成人病に悩んでいた人達が自分の病状を語りあ

ううちに自然発生的にグループ化したのですが、だれもが頸肩腕障害や職業性腰痛の本態を知らずに近医めぐりを続けていました。

こんな時に小豆沢病院の芹沢医師を紹介されて、月に二〜三回の上京通院が始まりました。ここで職業病についての基礎的な知識をえて、病状についての説明も正確に理解できたために運動療法も効果的で症状は改善されました。

うわさを聞いて上京通院する人が増える反面で、職場復帰するための勤務軽減交渉や、職場の人達に病状の理解を求める話し合い等も必要になりましたので組合に協力を求めました。

全通は芹沢先生を講師に迎えて講演相談会を催し地域の人達に公開したために職場復帰は順調で、関心を持つ人も多くなりました。相談者が増えるに従い、病状や家庭環境、労働条件や作業内容も種々雑多となり、また経済的にも上京通院できない人

も多くなり、近くに職業病を理解してくれる医師を確保しなければ対応できない事態となりました。

人づてに相談医を探している時に「一風変わった医者らしくもない医者がある」とのうわさを耳にしてお訪ねしたのが天明佳臣医師でした。お会いしてお話を聞いているうちに、医者らしくないのが一般の医者の方で、私達の望む医者らしい人と奥様に巡りあうことができたのです。先生の協力をいただき「かけこみ寺」米沢健康問題研究会が発足しました。一九七八年六月のことでした。

教員のノイローゼなど

県内より相談が殺到

会の体裁を整えるために最年長者を代表世話人とし、相談に集まりやすい家を事務局担当、他数人を世話人と決めて世話人会で会の運営にあ

たります。患者の組織ですから規約も会費もなく加入脱退は自由です。

研究会の発足により、山形県内各地から相談が相次ぎ、患者の話を書いたり学習会に参加したりで多忙を極めました。特徴的な相談事を列挙すると

- 偏差値で子供の進路を決めることに悩む中学三年学年主任教師のノイローゼ
- 合理化後一人長距離運転で精神的にも肉体的にも疲労が重なる動労機関手の腰痛、頸肩腕障害
- 四週五休の試行実施で気持の休まる暇もない町営保育園の主任保育母の腰痛症
- 染色工場の局部排気不良による有機溶剤中毒障害

○旅館従事者の頸腕、腰痛等々  
どの事例をみても全て労働との関わりを無視しては完治できないのです。私達の対応が適切であったこともあり、高令の保母が退職した以外は全員が職場復帰し元気で働いているこ

とを報告します。

## 運動主体の

### 力量強化めざして

## 地区労主催で講座開催

月刊「けんこう」は毎月三〇〇部発行となり、運動を各地に知らせる役割を果たすとともに講演会の必要経費の一部となりました。しかし月刊「けんこう」の編集発行は現在の人員のままでは荷が重すぎるので一年間で休刊することにして、学習会を従来からの散発的な形態を改めて、運動を進める側の人達の質的な向上を目的にし、系統的に充実した講座方式に改めて開催することに変更しました。主催も米沢地区労として、私達と労働金庫、生活協同組合、山大公害研究会、全労働分会、それに全通が後援することになりました。講師陣は小木、天明、酒井等の労研の先生や、今井、平野両港町診療所

の先生、米沢の全労働分会長や地区労議長等と幅広い講演内容で所期の目的を達することができました。

## 常に患者の立場に立ち

### 考え行動する研究会を

患者達の運動も規模が大きくなるにつれて専従者の配置やセンターの設立等が必要となりました。月刊誌も三〇〇の実績を持ち生協設立の基礎もあると判断できたが、私達の力だけでは実現の見通しがたらずに地区労と全通に相談を持ち込みました。運動の主旨は理解されて賛同はされても、具体的な事柄になると優先事案が多くて結局は進まなくなってしまう。さらに追い打ちをかけるように、労働運動指導部の右傾化の流れは東北の片田舎にまでおし寄せ、独自の職業病運動どころではないとする傾向が強まっています。

私達の運動も出発点にもどり、現 グループや現在の医療保険制度に疑問をもちながら改善を求めている医療従事者のグループ等とも交流ができました。

在苦しんでいる患者の相談に応じな 療従事者のグループ等とも交流ができました。

から各自の実力向上をめざしていま 患者の心を忘れず常に患者の立場をたします。

す。今までの運動で地域でも有害な 農薬を使わず有機農業を続ける農民

# 看護職員募集

資格……40才までの看護婦、准看護婦若干名  
待遇……25才初任給一六七、六〇〇円、住宅手当を含む  
その他食事付、交通費全額支給、各種保険あり、昇給年一回、一時金年二回

勤務……外来診療介助、患者生活指導、職場健診等  
月々金 八時半～十六時半、十三時半～二十時半の二交替  
土 八時半～十二時半

医療法人 南労会 松浦診療所  
大阪市港区弁天二丁目一～三〇  
電話 06 5748010 求人係 若杉

応募要領は  
電話でお問い合わせ下さい。

季刊

# 労働者住民医療

労働者住民医療機関連絡会議 機関誌

年間講読料：二千円

# 労災保険による 針灸治療の制限反対

針灸パンフ

——行革に名をかりた労働省

の悪いらつな攻撃をはねかえそう——

発行：関西労働者安全センター

A5判 21ページ

頒価一冊百円

十冊以上のとき送料当方負担

# 組合のつらさ

全金 オーシマ支部  
(大阪市 西成区)

私たちの組合(全金オーシマ支部)は、ちょうど四年前の一九七九年二月に、地域の仲間の多大な支援を受けて結成されました。今回は日頃からお世話になっている安全センターの機関誌の紙面をお借りしまして私たちの組合を簡単に紹介させていた

たきます。

## 会社は

## ワンマン同族経営

まず、どういう会社であるかと言いますと、船舶儀装用金物の製造とその販売をしております、本社は神戸にあり、東京支社を始め大きな造船所がある都市に営業所が点在し、生産工場は大阪工場と柏原工場があります。先代社長のワンマン同族経営で、それなりに業界内での地歩を固め、当初の商店らしきものから、従業員数百五十名程までに拡大されてきた、約五十年の歴史をもつ会社です。こう紹介しますと一見、格好良く成長したよい会社だとイメージされてしまいそうですが、こうした会社の成長の陰には、隠された我々の先輩労働者たちの涙の歴史があるのです。ワンマン同族経営の常として、もうけは必ず自分たちに吸い上げてしまい、ゴマスリの言うこと以外は何

も聞かず、夢々労働者の生活や言い分などには目を向けることもせず、御多分に洩れない放漫経営だった訳です。そのくせ、労働者への監視だけは神経質なほどに徹底していました。長い歴史の中には、何とかこれに低抗し立ち上がるうとした先輩諸氏がおられたのですが、準備不足からついつい一時的抵抗のみに圧縮されてしまい、結局泣く泣く会社をやめていかれた方も何人かおられます。まあ、そんなことがありながらも、経営者もボロを出さず、高度成長期ぐらいまではセッセと自分たち同族の財産を増やしてきたわけです。しかし労働者の側の力の弱さも手伝って、はつきり見せることがなかった彼らの本性がそれ以降明らかになってくるのです。

## 不況下での労働者イメージ ついに組合結成

ここで組合結成前夜の話しをして

おきます。一九七五年以降の造船不

況は、その関連企業であるオーシマにも多大の影響を与え、いわゆる不況対策に迫られた経営陣には体質的に何のすべもなく、困惑するのみでありました。そして考え出したのが労働者イジメの一手でした。列挙すればきりがありませんが、そのイジメ方の具体例を二三挙げるならば、一九七八年度賃上げ凍結、ボーナス夏冬の寸志程度、解雇を意味する強制配転、等々です。こんな経営者ですから、職場環境に気を配るということもしていませんでしたし、それに付け加えて、こうしたイジメられた状態で労働者は恐怖状態に陥り、仲間のことなど考える余裕もない、職場は火薬庫附近の労災危険地帯だったのです。こうしたことが、会社側に言わせるならば「ある日突然に……。」組合が出来る条件としてあったわけです。

一九七九年二月、それまでの五カ月の準備期間を経て地域の多くの仲間の多大なる支援を受けて、組合が

出来ました。しかし、それは難産で

した。会社は自らの責任を問うことなく、関経協の指導のもと第二組合（ゴマスリ同盟）をデッチ上げ、我々総評全国金属を無視する姿勢に出てきたのです。簡単に当時を説明すれば、結成早々争議に突入し、延べ百日に渡ってストライキを貫徹しました。結果は負けませんでした。同盟を解体することは出来ませんでした。が、「シンドイついで」と賃金カットを耐え抜き、支部組合員は誰一人として崩れませんでした。手前勝手な言い方をすれば勝利したのです。数でも総評56・同盟49ですし、とりもなおさず、仲間の相互信頼をもとにした闘争貫徹力を身につけ、それを背景にした交渉主導権を勝ち得たわけです。このように、我支部にとつて結成争議は、確かに犠牲も払いましたが、現在の支部（組合）の姿の原型を作ることが出来たという点から言えば、非常に大きな成果を上げたと言えます。以降、経営者交代劇とか、「再建段階」とかを経ながら、現

在に致っています。

## 安全の基本は労働者の団結

最後に、私たちの支部の安全問題への取り組みについて、会社あるいは同盟との関係を抜きに紹介するのは難しいわけですが、若干紹介しておきます。初歩から始めたことは言うまでもありませんが、初期段階で一番の基本にいたしたのは、労災は労災として会社に認めさせるということと共に、職場の仲間が互いに組合を通して人間関係を深め、労働者の団結で、互いの健康状態あるいは仕事の状態を注意し合うことでした。こうした段階を出発点として、現在は労災職業病の原因究明とその解決そして補償に取り組んでいるところです。それなりに、安全パト協定、労災上積補償協定書（含通勤災害）等々の成果も上げてきました。

地域の仲間と共に闘い、また安全センターの助力があったればこそです。

## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていたときには直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合には送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

● 以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
  - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28